

令和5年（2023年）2月13日

熊本県新型インフルエンザ等対策協議会
構成機関・団体の長 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について（通知）

このことについて、令和5年2月10日付けで、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室から別添のとおり事務連絡がありました。

今般の変更では、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、本年3月13日以降は、行政が一律にルールとして求めるのではなく、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面等が示され、一定の場合にはマスクの着用を推奨することとされました。

ただし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、御配慮をお願いします。

また、今般の変更を踏まえ、本年3月13日以降に開催されるイベントについても、感染防止策の見直しが行なわれたことから、本県においても、別添のとおり本年3月13日以降の感染防止安全計画書及び感染防止策チェックリストを改定しました。

貴機関・団体におかれましては、別添の国事務連絡の内容について御了知いただくとともに、円滑な移行が図られるよう御対応をお願いします。

併せて、貴所属機関・団体へ周知いただきますようお願いいたします。

（添付資料）

- ・令和5年2月10日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡「基本的対処方針の変更等について」
（別紙1）マスク着用の考え方の見直し等について
（別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- ・令和5年2月10日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
- ・令和5年2月10日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その10）」
（様式1）イベント開催等における感染防止安全計画（3月13日以降）
（様式2）感染防止策チェックリスト（3月13日以降）
（様式3）結果報告資料

<お問合せ先>

熊本県健康福祉部健康危機管理課
感染症対策第一班（企画調整）
直通：096-333-2239（内線 33165）